

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、毎月定期的に町内会長宅へ出向き納付していた。

国民年金手帳の申立期間の印紙検認記録欄には、検認印は押されていないものの、赤鉛筆で日付が記載されている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 7 月に任意加入被保険者として国民年金に加入し、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、45 年 10 月以降は付加保険料も納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 7 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済みであり、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区の集金人の名前は申立人が記憶していた者と一致することが A 市の資料により確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年3月まで

会社を退職し、昭和46年8月に実家のあるA町に転居した。翌年の47年の春から秋にかけて、A町役場の年金担当職員2人が自宅を訪問し、国民年金に空白があるので納付してほしい旨の説明を受けたので、保険料を納付した。当時の説明では、会社に勤務していた期間は空白である、とのことであった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場の職員に納付したと主張しており、A町によると、当該職員は申立期間当時、国民年金担当課に所属していることから、申立人の主張には不自然な点は見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月ごろに払い出されたものと推認され、国民年金保険料を納付した当時の申立人の加入に至る経緯、納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、その内容は確認できた当時の状況と合致し、申立内容を裏付けるものとなっていることから、申立期間のうち、47年11月の時点で保険料を納付することが可能であった45年10月から47年3月までの保険料については納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月については、国民年金手帳記号番号が払い出された47年11月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 7 月まで

申立期間については、「ねんきん特別便」で、国民年金に未加入とされており、社会保険事務所に記録確認の調査を依頼したが、申立期間については納付の事実が確認できないとの回答をもらった。国民年金には自ら A 町役場で加入の手続きを行い、申立期間の保険料は一括で納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら A 町役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は当時、退職に伴い支給された給付金を原資として一括で納付したと主張しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的かつ詳細に記憶していることから、申立内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親も申立期間は納付済であり、保険料の未納期間は無い。

さらに、A 町役場が申立人に交付した国民年金保険料領収証には、資格取得日を昭和 39 年 4 月 18 日と記載しているが、同町が保管する国民年金被保険者名簿には資格取得日を 40 年 8 月 3 日と記載し、同領収証の昭和 41 年度の国民年金保険料領収日を「42. 4. 18」とする役場職員の押印があるにもかかわらず、同名簿には「44. 10. 4」と記載するなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年6月まで

市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行か町内会に自分で毎月納付していた。申立期間の領収書は無いが、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付している。申立期間について、私の保険料のみ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、すべて納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後において、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立人の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は具体的であり、その内容は当時の国民年金の納付状況に照らしても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月30日から同年11月1日まで

私は、平成元年7月24日にA社に入社し、同社社長の意向で、同年8月8日から同社に在籍したままB社に出向した。

その後、平成元年11月1日に正式にB社の社員となったが、同年10月30日及び同月31日についての厚生年金保険の加入記録が空白となっている。

私は、A社及びB社に在籍していたときに欠勤したことは一度も無く、平成元年10月30日及び同月31日については間違いなく出勤しており、同年10月分の厚生年金保険料が源泉徴収されていることも給料明細書で確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書は、申立人がA社及びB社に在籍していたすべての期間に係るものであり、かつ申立期間を含むものであることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成元年10月分の給料明細書には、事業所名がB社と記載されているが、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は同一であったことが確認でき、A社は、申立人に係る厚生年金保険の資

格喪失日を同年10月30日と届け出ていることから、同月29日までの期間に係る給料については、同社在籍中のものであると考えられ、当該給料明細書に記載されている出勤日数及び給料支給額から判断すると、同月30日及び同月31日についても同社に出勤し、当該2日間分の給料が同社により申立人に対して支払われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてA社により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給料明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明であるとしているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにおける申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録どおりの平成元年10月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は事業主に対して、同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年7月1日まで  
昭和63年12月から平成5年6月までA社に勤めていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は現存していない上、元事業主への確認ができず不明であるが、事業主が資格喪失日を平成5年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを4年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年12月から5年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年4月までの期間、44年5月から46年7月までの期間、46年8月から47年3月までの期間、47年10月、48年2月から同年7月までの期間、49年4月、50年5月から同年8月までの期間、53年2月から54年4月までの期間、55年5月から同年7月までの期間及び57年8月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年4月まで  
② 昭和44年5月から46年7月まで  
③ 昭和46年8月から47年3月まで  
④ 昭和47年10月  
⑤ 昭和48年2月から同年7月まで  
⑥ 昭和49年4月  
⑦ 昭和50年5月から同年8月まで  
⑧ 昭和53年2月から54年4月まで  
⑨ 昭和55年5月から同年7月まで  
⑩ 昭和57年8月から58年3月まで

申立期間は、厚生年金保険の無い事業所で仕事をしており、私が区役所あるいは市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和59年5月31日以降と推認され、その時点では、申立期間⑩を除き、時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間はいずれも前後の期間が厚生年金

保険の被保険者期間であり、厚生年金保険と国民年金との切替えに関する記録は、平成13年3月5日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間⑩を含む申立期間は、申立期間当時、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から38年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所に勤務していた期間について、加入の記録が無いという回答をもらった。同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことは同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない上、同事業所は42年6月25日に適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、申立人が挙げている同僚のうち2人については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無く、同僚1人については、同事業所が適用事業所となった昭和39年10月1日に厚生年金被保険者となっている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 26 日まで  
昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、30 年 6 月 11 日まで勤務したが、29 年 4 月 1 日から同年 11 月 26 日までの厚生年金保険期間が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかし、A 社は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の厚生年金保険の控除の事実を確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立期間当時の同僚についても、見習期間の数箇月は厚生年金保険に加入していないとの証言が得られることから、A 社では、入社後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社には、昭和 42 年 6 月 1 日から 46 年 9 月 14 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について加入の記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、申立人は、申立人より前から勤務していた同職種の同僚が昭和 42 年当時在籍していたと述べているが、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚の資格取得日は 43 年 3 月 1 日となっていることから、同社では、入社後直ちにすべての社員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 3 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 16 日から 43 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 40 年 3 月 3 日から 41 年 11 月 16 日まで A 社に勤務したことになるが、私は 39 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで継続して勤務しており、同社の社長から、申立期間については厚生年金保険料も控除されていたという証明書をもらっているため、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同社に係る同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間の途中で B 市から C 市に転居した後も、昭和 43 年 10 月 1 日まで A 社の厚生年金保険被保険者として継続して工事を請け負っていた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が厚生年金保険被保険者であったと主張する昭和 42 年 2 月に C 市で払い出され、41 年 11 月 19 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事務所に係る申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日は、雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A 社は、「申立期間当時の資料は保管されていない上、申立人が携わっていた工事部門の厚生年金保険被保険者は途中から資格喪失させて請負で工事を発注していた。」と回答している。このことについて、申立人が挙げた A 社に係る同僚 2 人からは、「A 社では、勤務していた期間の途中か

ら厚生年金保険被保険者ではなくなって、請負で工事をしていた。」との証言が得られるなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえないほか、いずれの申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。